

春日部市放課後児童クラブ条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日規則第 28 号

改正

平成 18 年 3 月 20 日規則第 15 号

平成 19 年 9 月 25 日規則第 74 号

平成 19 年 12 月 10 日規則第 90 号

平成 20 年 6 月 20 日規則第 49 号

春日部市放課後児童クラブ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、[春日部市放課後児童クラブ条例](#)(平成 17 年条例第 94 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入室の申請)

第2条 [条例第5条](#)の規定による入室の資格を有する児童を春日部市放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)に入室させようとする保護者は、放課後児童クラブ入室申請書([様式第1号](#))に市長が指定する書類を添えて申請しなければならない。

一部改正(平成 19 年規則 74 号)

(入室の決定等)

第3条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、放課後児童クラブ入室決定通知書([様式第2号](#))又は放課後児童クラブ入室却下通知書([様式第3号](#))により保護者に通知するものとする。

一部改正(平成 19 年規則 74 号)

(入室の取消し)

第4条 [条例第6条](#)の規定による入室の許可を受けた保護者は、[条例第7条](#)第2号の規定により児童クラブの退室の申出をしようとするときは、放課後児童クラブ退室届([様式第4号](#))を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、放課後児童クラブ入室取消通知書([様式第5号](#))により、保護者に通知するものとする。

一部改正(平成 19 年規則 74 号)

(入室の期間)

第5条 入室の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

一部改正(平成 19 年規則 74 号)

(保育料の納入)

第6条 [条例第10条](#)の規定により保育料を納入しようとするときは、[春日部市会計規則](#)(平成 17 年規則第 122 号)に規定する納入通知書により納入しなければならない。

一部改正(平成 19 年規則 74 号)

(保育料の減免)

第7条 [条例第11条](#)の規定により保育料を減額し、又は免除しようとするときの額は、次の表に定めるところによる。

保護者の属する世帯の区分	保育料
	(児童1人当たりの月額)
生活保護世帯、支援給付受給世帯及び市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	3,000円
市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	5,000円

2 [条例第11条](#)の規定により保育料の減免を受けようとする者は、放課後児童クラブ保育料減免申請書([様式第6号](#))を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、放課後児童クラブ保育料減免決定通知書([様式第7号](#))又は放課後児童クラブ保育料減免却下通知書([様式第8号](#))により保護者に通知するものとする。

一部改正〔平成19年規則74号・20年49号〕

(指定管理者の指定の申請)

第8条 [条例第13条第1項](#)の規定による申請は、春日部市放課後児童クラブ指定管理者指定申請書([様式第9号](#))によるものとする。

2 [条例第13条第1項](#)に規定するその他必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、その者の登記事項証明書

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書並びに貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

追加〔平成18年規則15号〕、一部改正〔平成19年規則74号〕

(指定管理者の指定等)

第9条 市長は、[条例第13条第2項](#)の規定による選定の結果を当該申請者に対し、春日部市放課後児童クラブ指定管理者指定候補者選定結果通知書([様式第10号](#))により通知するものとする。

2 市長は、[条例第13条第2項](#)の規定により指定したときは、当該指定した法人又はその他の団体(以下「指定団体」という。)に対し、春日部市放課後児童クラブ指定管理

者指定通知書(様式第 11 号)によりその旨を通知するとともに、同条第 3 項の規定により、次に掲げる事項について速やかに告示するものとする。

- (1) 指定をした日
- (2) 指定管理者に管理を行わせる児童クラブの名称
- (3) 指定管理者となる団体の名称及び所在地
- (4) 指定の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長及び指定団体は、当該児童クラブの管理に関する協定を締結しなければならない。

追加(平成 18 年規則 15 号)、一部改正(平成 19 年規則 74 号)

(事業報告書)

第 10 条 条例第 18 条の事業報告書は、春日部市放課後児童クラブ指定管理者事業報告書(様式第 12 号)によるものとする。

追加(平成 18 年規則 15 号)、一部改正(平成 19 年規則 74 号)

(指定の取消し等)

第 11 条 市長は、条例第 20 条第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、春日部市放課後児童クラブ指定管理者指定取消等通知書(様式第 13 号)によりその旨を通知するとともに、次に掲げる事項について、速やかに告示するものとする。

- (1) 処分した日
- (2) 処分された指定団体が管理を行っていた児童クラブの名称
- (3) 処分された指定団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 期間を定めて指定管理者の業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、その期間と当該業務の範囲

追加(平成 18 年規則 15 号)、一部改正(平成 19 年規則 74 号)

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

全部改正(平成 19 年規則 74 号)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前までに、春日部市放課後児童クラブ設置及び管理条例施行規則(平成 9 年春日部市規則第 39 号。以下「旧市規則」という。)又は庄和町学童保育条例施行規則(昭和 56 年庄和町規則第 4 号。以下「旧町規則」という。)の規定によりな

された処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この規則の施行の日以後の平成 17 年度分の入室に関する処分、手続その他の行為は、合併前の春日部市の区域内にあるものにあつては、旧市規則の例により、合併前の庄和町の区域内にあるものにあつては、旧町規則の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 20 日規則第 15 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の春日部市放課後児童クラブ条例施行規則(以下「新規則」という。)第 9 条及び第 10 条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、新規則第 9 条及び第 10 条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成 19 年 9 月 25 日規則第 74 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、改正前の春日部市放課後児童クラブ条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 施行日から平成 20 年 3 月 31 日までに行う合併前の庄和町の区域に設置する放課後児童クラブにおける保育については、改正後の春日部市放課後児童クラブ条例施行規則の規定にかかわらず、改正前の第 13 条から第 17 条までの規定の例による。

附 則(平成 19 年 12 月 10 日規則第 90 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 20 日規則第 49 号)

この規則は、公布の日から施行し、(中略)第 5 条の部分による改正後の春日部市放課後児童クラブ条例施行規則の規定(中略)は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

様式第 1 号

(第 2 条関係)

放課後児童クラブ入室申請書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所
よ り ぐ な
 保護者 氏 名 ㊦
 電話番号 ()

放課後児童クラブに入室したいので、次のとおり申請します。

希望する放課後児童クラブ名		放課後児童クラブ			
見 童	ふりがな	性 別	男・女	生年月日	・ ・
	氏 名	学校名又は 幼稚園・保育 所（園）名	小学校 年 組 幼 稚 園 保育所（園）		
家 族 構 成	氏 名	続柄	性 別	生 年 月 日	職 業
			男・女	・ ・	
			男・女	・ ・	
			男・女	・ ・	
			男・女	・ ・	
			男・女	・ ・	
			男・女	・ ・	
			男・女	・ ・	
入室を希望する具体的理由					

父	勤務先名称			
	所在地			
	勤務時間	午前 時 分から午後 時 分まで	電話番号 ()	
母	勤務先名称			
	所在地			
	勤務時間	午前 時 分から午後 時 分まで	電話番号 ()	
緊急時連絡先				電話番号 ()
特記すべき家庭状況				

一部改正(平成19年規則74号)

様式第2号

(第3条関係)

放課後児童クラブ入室決定通知書

第 号
年 月 日

保護者 様

春日部市長 印

先に申請のありました放課後児童クラブへの入室について、次のとおり決定しましたので通知します。

児 童 氏 名	
放課後児童クラブ名	放 課 後 児 童 ク ラ ブ
入 室 期 間	年 月 日から 年 月 日
保 育 料	月 額 円
備 考	

※ この決定について、不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、60日以内に春日部市長に対して異議申立てをすることができます。

※ 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

一部改正(平成19年規則74号)

様式第3号
(第3条関係)

放課後児童クラブ入室却下通知書

第 号
年 月 日

保護者 様

春日部市長 印

先に申請のありました放課後児童クラブへの入室について、次のとおり却下しましたので通知します。

児 童 氏 名	
放課後児童クラブ名	放 課 後 児 童 ク ラ ブ
却 下 理 由	

※ この決定について、不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、60日以内に春日部市長に対して異議申立てをすることができます。

※ 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

一部改正(平成19年規則74号)

様式第4号
(第4条関係)

放課後児童クラブ退室届

年 月 日

春日部市長 あて

住 所
保護者 氏 名 ㊦

下記のとおり退室させたいので、届け出ます。

児 童 氏 名	
放課後児童クラブ名	放 課 後 児 童 ク ラ ブ
退 室 年 月 日	年 月 日
退 室 理 由	

一部改正(平成19年規則74号)

様式第5号
(第4条関係)

放課後児童クラブ入室取消通知書

第 号
年 月 日

保護者 様

春日部市長 印

春日部市放課後児童クラブ条例施行規則第4条第2項の規定により、児童クラブの入室を取り消しますので通知します。

児 童 氏 名	
放課後児童クラブ名	放 課 後 児 童 ク ラ ブ
取 消 し 年 月 日	年 月 日
取 消 し 理 由	

※ この決定について、不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、60日以内に春日部市長に対して異議申立てをすることができます。

※ 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

全部改正(平成19年規則90号)

様式第6号
(第7条関係)

放課後児童クラブ保育料減免申請書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所
保護者
氏 名 ㊦

春日部市放課後児童クラブ条例施行規則第7条の規定により、保育料の減免を受けた
ので、次のとおり申請します。

児 童 氏 名	
放課後児童クラブ名	放 課 後 児 童 ク ラ ブ
減 免 を 必 要 と す る 理 由	

全部改正(平成19年規則90号)

様式第7号
(第7条関係)

放課後児童クラブ保育料減免決定通知書

第 号
年 月 日

保護者 様

春日部市長 印

先に申請のありました保育料の減免について、次のとおり決定しましたので通知します。

児 童 氏 名	
放課後児童クラブ名	放 課 後 児 童 ク ラ ブ
保 育 料	月 額 円
減 免 後 の 保 育 料	月 額 円
減 免 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

※ この決定について、不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、60日以内に春日部市長に対して異議申立てをすることができます。

※ 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

一部改正(平成19年規則74号)

様式第8号
(第7条関係)

放課後児童クラブ保育料減免却下通知書

第 号
年 月 日

保護者 様

春日部市長 印

先に申請のありました保育料の減免について、次のとおり却下しましたので通知します。

児 童 氏 名	
放課後児童クラブ名	放 課 後 児 童 ク ラ ブ
却 下 理 由	

※ この決定について、不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、60日以内に春日部市長に対して異議申立てをすることができます。

※ 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

一部改正(平成19年規則74号)

様式第9号

(第8条関係)

春日部市放課後児童クラブ指定管理者指定申請書

年 月 日

春日部市長 へ

所在地
団体名
代表者氏名

⑩

春日部市放課後児童クラブの指定管理者の指定を受けたいので、春日部市放課後児童クラブ条例第13条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 指定を受けようとする放課後児童クラブの名称

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 春日部市放課後児童クラブ条例施行規則第8条第2項に定める書類

全部改正(平成19年規則90号)

様式第10号

(第9条関係)

春日部市放課後児童クラブ指定管理者指定候補者選定結果通知書

年 第 号
月 月 日

様

春日部市長 印

指定候補者の選定結果について、春日部市放課後児童クラブ条例施行規則第9条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 放課後児童クラブの名称

2 選定結果

指定管理者指定候補者に

選定されました。

選定されませんでした。

3 備考

全部改正(平成19年規則90号)

様式第11号

(第9条関係)

春日部市放課後児童クラブ指定管理者指定通知書

年 第 号
月 日

様

春日部市長

印

下記のとおり指定管理者に指定されたので、春日部市放課後児童クラブ条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 指定管理者として管理を行う放課後児童クラブの名称
- 2 指定の期間
- 3 備 考

全部改正(平成19年規則90号)

様式第12号

(第10条関係)

春日部市放課後児童クラブ指定管理者事業報告書

年 月 日

春日部市長 へ

所在地
団体名
代表者氏名 ⑩

春日部市放課後児童クラブ条例第18条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 指定管理者の業務を行った放課後児童クラブの名称
- 2 指定管理者の業務の実施期間
年 月 日から 年 月 日
- 3 指定管理者の業務の実施状況及び利用状況
- 4 指定管理者の業務に係る経費の収支状況

全部改正(平成19年規則90号)

様式第13号

(第11条関係)

春日部市放課後児童クラブ指定管理者指定取消等通知書

年 第 号
月 月 日

様

春日部市長

印

指定管理者の指定の取消し等について、春日部市放課後児童クラブ条例施行規則第11条の規定により下記のとおり通知します。

記

指定の取消し等の決定事項

1 内 容

指定を取り消します。
業務（全部・一部）の停止を命じます。

2 理 由

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、春日部市長に対して異議申立てをすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日部市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において春日部市を代表する者は、春日部市長です。ただし、異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

全部改正(平成19年規則90号)